

介護予防・日常生活支援サービス事業 飛騨市の実施類型

サービス種別	訪問介護相当サービス	通所介護相当サービス	通所型サービスA		
			基準緩和通所サービス	生きがい通所サービス	
1	サービス内容レベル	現行の予防給付と同等内容	現行の予防給付と同等内容	現行の予防給付の基準を緩和した内容	現行の予防給付の基準を緩和し、身体介助のないミニデイサービス
2	サービス内容	介護予防訪問介護と同様 ・身体介護＋生活援助 ・入浴介助、排泄介助、食事の介助 ・掃除・洗濯・整理整頓、生活必需品の買物、食事の準備・調理、衣類補修	介護予防通所介護と同様 ・入浴サービス(機械浴主体) ・レクリエーション・体操 ・機能訓練 ・課外活動 ・レスパイトの必要性が高い状況 等	・サロンの活動 ・レクリエーション・体操 ・課外活動 【加算算定事業者】 ・入浴サービス(一般浴) ・集団的な機能訓練 等	・サロンの活動 ・レクリエーション・体操 ・集団的な機能訓練 ・課外活動 等
3	対象となるケースとサービス提供の考え方	・多様なサービスの利用が難しいケース ・身体介護が必要な者 ・認知症、精神疾患、知的障がいなどにより生活に支障がある者 ・退院直後で状態が変化しやすい者 ・心疾患や呼吸器疾患などで生活動作時の息切れ等があり生活に支障がある者	・多様なサービスの利用が難しいケース ・自宅での入浴が困難で、機械浴での入浴サービスが必要又は適当な人 ・認知症、精神疾患、知的障がいなどにより生活に支障がある人 ・医療度が高く、看護師などの有資格者が管理を行う必要のある人 ・個別の機能訓練、短期継続的な機能訓練が必要な人	・自宅での入浴ができないが、一人での入浴に不安があり、見守りが必要又は適当な人 ・外出や交流の機会が少なく、閉じこもりがちで状況を改善したい人	・外出や交流の機会が少なく、閉じこもりがちで状況を改善したい人 ・不特定多数の場より、性別・世代・物忘れ・住み慣れた地域等の配慮すべきカテゴリにより交流活動を行うことが適当な人 ・入浴サービスは提供しない。
4	実施方法	事業所指定	事業所指定	事業所指定	委託
5	事業費用単価	月単位の包括報酬 ※現行の予防給付同	月単位の包括報酬 ※現行の予防給付同	回数単価(月上限回数あり)	回数単価(月上限回数あり)
	基本報酬	現行の予防給付の国単価と同じ	現行の予防給付の国単価と同じ	1人1回300単位	利用者10人までの提供単位1回 30,000円 利用者11～14人までの提供単位1回 35,000円 利用者15人以上の提供単位1回 40,000円
	加算・減算	現行の予防給付の国規定額と同じ	現行の予防給付の国規定額と同じ	入浴対応加算 1人1回50単位 機能訓練加算 1人1回28単位 同一建物居住者減算 1人1回90単位	なし
6	利用者負担 ※事業者が徴収する。	1割又は2割(給付と同じ割合) ※負担割合証で確認	1割又は2割(給付と同じ割合) ※負担割合証で確認	1割又は2割(給付と同じ割合) ※負担割合証で確認	1人1回300円又は600円(給付の負担割合の例により)※負担割合証で確認
7	限度額管理 ※指定事業のみ	・要支援1、事業者対象者 5,003単位 ・要支援2、事業者対象者(マネジメントにより必要な場合) 10,473単位	・要支援1、事業者対象者 5,003単位 ・要支援2、事業者対象者(マネジメントにより必要な場合) 10,473単位	・要支援1、事業者対象者 5,003単位 ・要支援2、事業者対象者(マネジメントにより必要な場合) 10,473単位	対象外
8	予防給付サービスのほか併用できる総合事業サービス ※指定事業は限度額範囲内	委託事業(生きがい通所サービス)及び指定事業の通所サービスのどちらか(通所介護相当サービスか基準緩和通所サービスのどちらか)との併用は可。	訪問型サービス及び委託事業(生きがい通所サービス)との併用は可 ※生きがい通所サービスとの併用は、望ましくないが、適切なマネジメントの結果により例外的に可	訪問型サービス及び委託事業(生きがい通所サービス)との併用は可 ※適切なマネジメントの結果による。	他の指定事業との併用可 ※併用時の合計サービス量は、適切なマネジメントの結果による。
9	事業費用の請求	国保連への請求、国保連で審査支払【請求コード】 A1(H27.3.31以前に県で指定された介護予防訪問介護事業者(みなし)) A2(H27.4.1以降に県で指定された介護予防訪問介護事業者、H28.4.1以降市の同事業の指定を受けたサービス事業者)	国保連への請求、国保連で審査支払【請求コード】 A5(H27.3.31以前に県に指定された介護予防通所介護事業者(みなし)) A6(H27.4.1以降に県に指定された介護予防通所介護事業者、H28.4.1以降市の同事業の指定を受けたサービス事業者)	国保連への請求、国保連で審査支払【請求コード】 A7 H28.4.1以降、市の同事業の指定を受けた事業者	市への請求、市で審査支払 ※市との委託契約(単価契約)をもとに、毎月月末締めで、月別の実績報告とともに市へ請求
10	ケアマネジメント	ケアマネジメントA(介護予防支援相当) ※給付管理表を作成 ※予防給付サービスも利用しているときは、介護予防支援	ケアマネジメントA(介護予防支援相当) ※給付管理表を作成 ※予防給付サービスも利用しているときは、介護予防支援	ケアマネジメントA(介護予防支援相当) ※給付管理表を作成 ※予防給付サービスも利用しているときは、介護予防支援	ケアマネジメントB(簡略化) ※給付管理表不要、ただし保険者へ利用者との利用状況の分かるものを提出 ※他の指定事業との組み合わせによる利用の場合は、ケアマネジメントA ※予防給付も利用しているときは、介護予防支援
11	基準	人員基準	人員基準	人員基準	人員基準
		<ul style="list-style-type: none"> ■管理者 常勤・専従(支障がなければ、他の職務、同一敷地内他の事業の兼務可)1以上 ■訪問介護員等 常勤換算2.5以上 ※介護福祉士、介護職員初任者研修修了者に限る。 ■サービス提供責任者 常勤訪問介護員等のうち利用者40:1以上 ※介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上の経験のある介護職員初任者研修修了者 	<ul style="list-style-type: none"> ■管理者 常勤・専従(支障がなければ、他の職務、同一敷地内他の事業の兼務可)1以上 ■生活相談員 専従1以上(介護職員に常勤がいれば非常勤可。)(複数配置する場合、提供時間数分の延べ勤務時間数の確保が必要)※社会福祉士等々のほか、2年以上の施設介護職員を経験 ■介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 ※生活相談員・介護職員の1以上は常勤 ※複数配置する場合、提供時間数分の延べ勤務時間数の確保が必要。ただし提供時間中常時1名以上は確保。 ※他の通所介護の単位の介護職員としての従事可。 ■看護職員(看護師・准看護師) 専従1以上 ※提供時間を通じて事業所と密接かつ適切な連携が図れる場合も可(＝同一敷地内の他の事業所等の職務に従事している。) ※定員10名以下の場合は看護職員又は介護職員いずれか1以上 ■機能訓練指導員 1以上(兼務・非常勤可) ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者 ※提供時間を通じての配置は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ■管理者 常勤・専従(支障がなければ、他の職務、同一敷地内他の事業の兼務可)1以上 ■介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数 ※複数配置する場合、提供時間数分の延べ勤務時間数の確保が必要。ただし提供時間中常時1名以上は確保。 ※他の通所介護、通所介護相当サービスの単位の介護職員としての従事可。 	<ul style="list-style-type: none"> ■管理者 常勤・専従(支障がなければ、他の職務、同一敷地内他の事業の兼務可)1以上 ■介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数 ※複数配置する場合、提供時間数分の延べ勤務時間数の確保が必要。ただし提供時間中常時1名以上は確保。 ※他の通所介護、通所介護相当サービスの単位の介護職員としての従事可。
12	設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ■事業運営に必要な広さを有する専用の区画 ■必要な設備及び備品 	<ul style="list-style-type: none"> ■食堂及び機能訓練室 3㎡×利用定員 ■静養室 ■相談室 ■事務室 ■消火設備その他非常災害に必要な設備 消防法その他法令等に規定された設備 ■必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ■サービス提供をするために必要な場所 2.5㎡×利用定員数 	<ul style="list-style-type: none"> ■サービス提供をするために必要な場所 2.5㎡×利用定員数
13	運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ■個別サービス計画の作成 ■運営規程等の説明・同意 ■提供拒否の禁止 ■訪問介護員等の清潔保持・健康状態管理 ■秘密保持等 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ■個別サービス計画の作成 ■運営規程等の説明・同意 ■提供拒否の禁止 ■従事者の清潔保持・健康状態管理 ■秘密保持等 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ■必要に応じ、個別サービス計画の作成 ■運営規程等の説明・同意 ■提供拒否の禁止 ■従事者の清潔保持・健康状態管理 ■秘密保持等 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ■必要に応じ、個別サービス計画の作成 ■運営規程等の説明・同意 ■提供拒否の禁止 ■従事者の清潔保持・健康状態管理 ■秘密保持等 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜提供等